

平成27年第2回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成27年 6月 2日

本日の会議 平成27年 6月 2日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員	2番 中村 美穂 議員	3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員	9番 西岡 克之 議員	10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員	12番 山口憲一郎 議員	13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員	15番 吉岡 清彦 議員	16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	濱口 務	議事課長	中山 庄治
係 長	木須 美樹		

説明のため出席した者

町 長	吉田 慎一	副 町 長	鈴木 典秀
総務部長	荒木 重臣	企画振興部長	松尾 義行
建設部長	森 浩平	生活福祉部長	松浦 篤美
水道局長	古賀 洋	会計管理者	和泉 嘉彦
企画振興部理事	大津 鉄治	水道局理事	道端 和彦
政策推課長	山本 昭彦	総務課長	谷本 圭介
財務課長	田中 一之	管財課長	迎 英樹
収納推進課長	帯田 俊文	企画課長	久保平 敏弘
情報管理課長	谷本 清	都市整備課長	松邨 清茂
管理課長	濱 伸二	農林水産課長	中嶋 敏純
福祉課長	村田 ゆかり	健康保険課長	森川 寛子
介護保険課長	富永 正彦	環境対策課長	木島 英利
住民課長	西平 邦俊	水道課長	吉田 邦彦
会計課長	山口 利弘	税務課長補佐	福本 美也子
教 育 長	黒田 義和	教 育 次 長	帯田 由寿
教育委員会理事	近藤 徳雄	教育総務課長	青田 浩二
生涯学習課長	栗山 浩二	スポーツ推進課長	山口 正
農業委員会事務局長	松本 廣	監査事務局長	森 省二

会議録署名議員

3番 安部 都 議員

5番 饗庭 敦子 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時09分

平成27年第2回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 6月2日（火） ～ 6月11日（木） 10日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
6	2	火	9:30	本会議	議長報告、行政報告、 議案上程（提案理由説明）
					（議案調査）
	3	水	9:30	本会議	一般質問（5名） （午前）吉岡議員・岩永議員 （午後）西岡議員・安部議員・分部議員
	4	木	9:30	本会議	一般質問（5名） （午前）浦川議員・饗庭議員 （午後）堤議員・安藤議員・河野議員
	5	金	9:30	本会議	一般質問（1名） （午前）金子議員 議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
	6	土	—	休 会	
	7	日	—	休 会	
	8	月	9:30	委員会	付託案件審査
	9	火	9:30	委員会	付託案件審査
	10	水	9:30	委員会	付託案件審査予備日 委員長報告取りまとめ
	11	木	9:30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）



## ○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。

ただいまから平成27年第2回長与町議会を、議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、3番、安部都議員、5番、饗庭敦子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月11日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって会期は本日から6月11日までの10日間に決定いたしました。

日程第3、議長報告を行います。

議長報告でありますがお手元に配付したとおりでありますので説明を省略いたします。

これで議長報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

行政報告の発言を許します。

吉田町長。

## ○町長（吉田慎一君）

皆さん、おはようございます。

それでは行政報告をさせていただきます。

平成27年第2回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変御多用の中に御出席をいただき誠にありがとうございます。

それでは3月から5月にかけての主なものにつきまして報告をさせていただきます。

初めに3月8日に今年で2回目となる交流人口の増加と長与町のPR、地域の活性化を目的とした長与町シーサイドマルシェを開催いたしました。

町内外から60店舗の参加をいただき、来場者数おおよそ1万人を超える賑わいで盛会裡に終了することができました。

25日には放課後の子供の居場所として住民ニーズの高い放課後児童クラブの長与っ子クラブの開所式が行われ、4月1日に長与小学校区内に開設をいたしております。

また今年度におきましては少子化対策の一つとして多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育所等の第一子の対象年齢を3歳引き上げることにより、第3子以降の保育料が無料となる対象者の範囲を拡大することとしております。

27日には町の交通安全対策協議会を開催し、子供と高齢者の交通事故防止、歩行者や自転車に対しての安全対策等の協議を行っております。

4月に入りまして今年は統一地方選挙が行われております。

12日には長崎県議会議員一般選挙、そして26日に執行されました長与町議会議員一般選挙では16人の議員の皆様がめでたく御当選され、5月1日の長与町議会議員改選後の長与町議会臨時会におきまして、議員の皆様方により一層の町の発展と町政の運営につきまして格別の御指導・御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます次第でございます。

4日には関係者皆様方の御理解と御協力を賜りまして、長与時津環境施設組合が斉藤郷地区に整備を進めてきておりましたごみ焼却施設クリーンパーク長与の落成式が行われ、4月より本格稼働を始めております。

14日には自治会長会、保健環境連合会の総会が開催され、新たに北陽台自治会が加わり50自治会となっております。

5月に入りまして町におきましては、長与町消防の尚一層の充実と地域防災の要であります消防団員が活動しやすい環境作りを図るため、施設の建替え、防火水槽の建設、機材の整備を順次進めておりますが、このたび長与町消防団第5分団格納庫の移転による建替え工事が完了し、10日に新格納庫の落成式を行っております。

また地域におきましても、19日に長与町自主防災組織連絡協議会がこれからの風水害等の災害に備え、地域の防災力を高めるための研修として長崎市で行われました長崎市総合防災訓練を参観し、同日に自主防災組織相互の活性化、防災意識の高揚と地域の連携強化のため総会を開催しております。

現在長与町内の自主防災組織は42組織となっております。

24日には町内5つの小学校で運動会が行われ、子供たちの頑張っている元気な姿を拝見さしていただき、大変頼もしく感動いたしました。

また、昨年までグラウンドが狭く運動会の進行に支障をきたし御迷惑をおかけいたしました長与小学校におきましても、3月末に旧校舎跡地のグラウンド整備工事が完了し、今年は広くなりました新しいグラウンドでの運動会の開催となりました。

保護者の皆様方には昨年の運動会のように混み合うような御迷惑をお掛けすることもなく、スムーズな進行をできましたことは大変に喜ばしく思っております。

その他、4月5月は老人クラブ連合会や各地区コミュニティーなど多くの各種団体の総会があっており、日程の調整がつく限り出席させていただいたところでございます。

最後になりますが、今年は被爆70年の節目に当たり、町においても平和記念事業といたしましてこれまでの平和コンサートなどの平和事業に加え、長与町の平和事業、平和遺構を紹介したリーフレットの作成、原爆投下の際に臨時の救護所となっておりました武道館敷地に被爆遺構案内板の設置や、町内中学校の生徒を広島平和祈念式典へ派遣し平和体験学習を行う平和交流派遣事業を行うなど、長与町から恒久平和の願いを発信していきたいと考えております。

その他お手元に配付のとおり多くの会議事業等があっております。

次に載せております5,000万円未満の入札結果報告書とあわせて御参照いただければと存じます。

以上でございます。

#### ○議長（内村博法議員）

以上で行政報告を終わります。

日程第5、報告1、長与町国民保護計画の一部変更について、日程第6、報告2、平成26年度長与町一般会計繰越明許費、繰越計算書の報告についての発言を同時に許します。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

ただ今、報告事項の1、2がありましたけれどもそれにつきましてはそれぞれ所管より報告をさせていただきます。

#### ○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

#### ○総務部長（荒木重臣君）

おはようございます。

それでは報告1及び2について御報告いたします。

まず報告1、長与町国民保護計画の一部変更についてでございますが、平成19年3月に作成いたしました長与町国民保護計画につきまして、平成26年度中に一部変更を行いましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条、第8項の規定により準用する同条第6項の規定に基づき報告するものでございます。

今回の変更は、国の行政機関の一部修正、指定公共機関数の修正及び気象データなどの年次データの更新で、変更力所につきましては新旧対照表に朱文字で記載しておりますので御参照ください。

次に報告2、平成26年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

先の3月定例会で議決をいただきました補正予算第5号及び第6号の繰越明許費6件、合計6億7千9万5,000円に対しまして、翌年度繰越額は地方創生事業、以下6件、合計5億2,855万7,000円でございます。

翌年度繰越額の財源内訳は、国、県支出金2億1,882万3,000円、地方債、1億5,680万円、一般財源1億5,293万4,000円となっております。

また未収入特定財源の国県支出金の内訳は、国庫支出金1億5,313万3,000円、県支出金6,569万円であります。

以上で報告を終わります。

**○議長（内村博法議員）**

続きまして日程第7、報告3、平成26年度長崎都市計画事業、長与町土地区画整理事業特別会計、繰越明許費繰越計算書の報告についての発言を許します。

吉田町長。

**○町長（吉田慎一君）**

報告第3につきましては所管より報告させていただきます。

**○議長（内村博法議員）**

森建設部長。

**○建設部長（森浩平君）**

おはようございます。

報告3、平成26年度長崎都市計画事業、長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

平成26年度の繰越明許費は、1項1款土木費1項都市計画費の高田南土地区画整理事業は限度額2億8,400万に対し、翌年度繰越額2億6,587万円とするものでございます。

財源内訳につきましては、国県支出金1億850万2,000円。

その他1億5,736万8,000円でございます。

繰越し内訳は工事2件となっております。

以上でございます。

報告終わります。

**○議長（内村博法議員）**

続きまして、日程第8、報告4、平成26年度長与町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての発言を許します。

吉田町長。

**○町長（吉田慎一君）**

それでは報告第4につきましては所管より報告させていただきます。

○議長（内村博法議員）

古賀水道局長。

○水道局長（古賀洋君）

報告4、平成26年度長与町水道事業会計予算、繰越計算書の報告につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は、1款資本的支出1項建設改良費の都市計画道路西高田線、配水管敷設工事、仮称道ノ尾配水地造成工事その2及び仮称道ノ尾配水地周り配管敷設工事の3件で翌年度繰越額は合わせて2,708万円でございます。

繰越しの理由は都市計画道路西高田線、道路築造工事及び町道自由が丘団地線道路築造工事の年度内完成が困難となったものによるものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

続きまして日程第9、報告5を西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

続きまして報告第5につきましても所管より報告をさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

おはようございます。

それでは報告5につきまして報告させていただきます。

報告5、請求を土地開発公社の経営状況に関する書類につきまして地方自治法第243条の3、第2項の規定により提出し報告いたします。

書類の内容は、平成27年度予算及び平成26年度決算となっております。

まず平成27年度予算について概要を説明いたします。

1ページをお開きください。

第2条では収益的収入及び支出の予定額として収益的収入の合計を3,586万円、収益的支出の合計を3,585万6,000円と定めております。

2ページをお開きください。

第3条では資本的収入及び支出の予定額として資本的収入の合計を362万9,000円。

資本的支出の合計を3,888万5,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,525万6,000円は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものと定めております。

第4条では短期借入金の限度額、第5条では予算の弾力運用について定めております。

予算に関する説明書につきましては御参照いただきたいと思います。

続きまして平成26年度決算につきまして概要を説明いたします。

決算書表の1ページをお開きください。

平成26年度における公社の事業活動の結果、年度末における事業用資産は面積1万5,375.60平方メートル、金額12億7,726万8,357円となっております。

また15万3,831円の利益が生じたので準備積立金の合計は207万1,020円となっております。



す。

2ページには主な処理事項、3ページには理事会及び監事会開催状況と役職員に関する事項を記載しております。

4ページの貸借対照表では資産合計と負債資本合計がそれぞれ12億8,442万2,152円で、資産合計から負債合計を差し引いた資本合計は707万1,020円となっております。

5ページの財産目録には資産及び負債の内訳を記載しております。

6ページの損益計算書では収益から費用を差し引いた当期純利益が15万3,831円となっております。

7ページのキャッシュフロー計算書では、事業活動、投資活動及び財務活動に係る現金の流れにより、当期の現金及び現金同等物増加額が18万1,866円で、期末残高では212万3,795円となっております。次に添付している附属明細書の中で長与町に係る土地の変動について説明いたします。

2ページ、3ページの事業用資産明細表でございます。

長与町分の当期増加高では支払い利息3件の合計420万3,007円が増加しております。

当期減少高の内訳として、高田南土地区画整理事業用地で面積401.665平方メートルの町の買い戻しに係る減少と、土地の貸し付けに係る使用料等の充充分による減少があり、長与町合計で7,616万9,884円の減少となっております。

したがいまして長与町分の期末残高の合計は面積が1万4,898.16平方メートル、用地費と支払い利息合わせて12億3,856万8,770円となっております。

以上で書類の説明と報告を終わります。

#### ○議長（内村博法議員）

続きまして、日程第10、議案第41号、長与町社会教育委員条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第42号、字の区域の変更について、日程第12、議案第43号、都市計画道路西高田線橋梁工事請負契約の締結について、日程第13、議案第44号、平成27年度長与町一般会計補正予算第1号を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは41号から議案第44号までの提案理由を御説明をいたします。

初めに議案第41号、長与町社会教育委員条例の一部を改正する条例について、教育分野における政治的中立性継続性安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、組長との連携強化、地方に対する国の関与の見直しなど制度の抜本的な改革を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、一部を除き本年4月1日に施行されました。

今回の条例改正は、同法の改正により社会教育法が一部改正されたことによるものでございます。

改正点につきましては第5条中教育長を経て、の規制を削るものです。

附則といたしまして施行日を公布の日からとしておりますが、経過措置として現教育長の教育委員としての任期中に限り、改正前の条例の規定が効力を有するものとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

次に、議案第42号、字の区域の変更につきまして。

現在嬉里郷及び高田郷の各一部で施行されています榎の鼻土地区画整理事業は、嬉里郷の字梶原、字西田、の2字と、高田郷の字並松、字辻ノ迫、字中山、字草住、字城ノ平の5字、合計7の字に渡り広さおおよそ2万5,000平方メートルの規模で実施されています。

区画整理の実施によって飛換地となったりあるいは現地換地であっても原形と全く違った形状となっており、これにより生じた字界、字名、地盤を整理するために字の区域の変更するものでございます。

内容といたしましては変更調書及び参考図のとおり区画整理地内を4地区に分け、新たな字の区域はおおよそ22万平方メートルを2地区に分けてそれぞれを北陽台1丁目、北陽台2丁目とし、北陽台1丁目に嬉里郷の字梶原の一部、字西田の一部、高田郷の字並松の一部、字辻ノ迫の一部を変更し、北陽台2丁目に嬉里郷の字梶原の一部、字西田の一部、高田郷の字中山の一部、字草住の一部、字辻ノ迫の一部、字並松の一部を変更するものでございます。

換地処分をするに当たり字の区域の変更が必要になりますので、地方自治法第206条第1項の規定により提案するものでございます。

次に議案第43号、都市計画道路西高田線橋梁工事請負契約締結につきまして。

今回の入札につきましては長与町制限つき一般競争入札実施要項に基づき入札公告を行い、特定検出工事共同企業体から入札参加申請があり5月15日に入札会を実施をいたしました。

その結果、エム・テック水道特定建設工事共同企業体が3億839万9,400円で落札をいたしましたので工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事の概要といたしましては平成26年度より施行しております都市計画道路西高田線の起点に当たります役場前の長与川へ架設する橋梁、橋長38メートル、幅員21メートルの整備を行うものであります。

今回の工事の主な内容といたしましては、橋梁の下部工のうち町道長与中央線側への橋台一基の施工、上部工の工場製作と架設及び町道長与中央線側の橋台を施工する際の仮設道路の施工を行うものであります。

今回落札いたしましたエム・テック水道特定建設工事共同企業体の資本金は、代表構成員である株式会社エム・テックが50億3,077万1,000円、構成員である水道工業株式会社が5,967万円となっております。

工期につきましては、平成27年6月15日から平成28年12月28日までの間を予定しております。

なお別紙参考図面として平面図を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

次に議案第44号平成27年度長与町一般会計補正予算第1号について予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,957万3,000円を追加いたしまして、補正後の総額を117億7,939万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。

歳入の11款分担金及び負担金では多子世帯保育料軽減による児童福祉負担金の減額分を計上いたしております。

13款国庫支出金では、個人番号カード交付に係る事業費及び事務費補助金を計上いたしております。

14款県支出金では、地域女性活躍推進交付金事業補助金、多子世帯保育料軽減事業費補助金及び長崎県住宅性能向上リフォーム支援事業補助金を計上いたしております。

17款繰入金では財源調整のための財政調整基金の繰入を計上いたしております。

19款諸収入では一般コミュニティー助成金、長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金及び町村有建物災害共済金、そして町内在住外国人支援事業助成金を計上いたしております。

続いて3ページの歳出の主なものを御説明いたします。

2款総務費では個人番号カード交付に係る経費、被爆70年記念事業に係る経費、及びオリーブ等の地域特産品開発加工による地域女性の活躍推進事業に係る経費、町内在住外国人支援事業に係る経費などを、3款民生費では多子世帯保育料軽減事業実施に伴うシステム改修経費、地域福祉計画策定に係る経費など、8款土木

費では住宅性能向上リフォーム支援事業に係る経費を、10款教育費では長与第2中学校の火災受信機が落雷により破損したことによる取替経費、平和交流派遣事業に係る経費及び文化施設等の冷暖房機器取替工事に係る経費などを計上いたしております。

以上が補正予算第1号の主な内容でございます。

議案の後に平成27年度長与町一般会計補正予算第1号に関する説明書を添付をいたしております。

御参照の上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

#### ○議長（内村博法議員）

続きまして日程第14、発議第1号労働者派遣法改正案労働基準法改正案の撤回を求める意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

安部都議員。

#### ○3番（安部都議員）

それでは発議第1号の意見書の提案で読んだ説明をいたします。

労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書の提案理由説明です。

今回の労働者派遣法改正案と労働基準法改正案は、いずれも労働者の生活を脅かす内容となっております。

これまでの一般派遣労働者は派遣期間上限3年を超えて、派遣継続は原則できませんでした。

26専門職●●業界通訳については上限はありませんでした。

派遣労働者が正社員を希望した場合、直接雇用契約社員の促進を行ってまいりました。

しかし今回の法改正案は一般的な人材派遣の上限3年という期限を外して、無期限に派遣労働者を使い続けるようにするものです。

専門職についても企業がここの派遣社員は自動的に3年で首になり、異なった派遣社員を使い続けることで永続的に派遣社員を使い続けるようにできるものです。

これまで正社員が担ってきた業務を派遣社員が行えるようになり、正社員から派遣社員の切替えがどんどん進み100万人ぐらいの不安定な雇用が蔓延すると予測されております。

企業は3年で首だと分かっている派遣社員に、政府が言う教育訓練を受けさせるでしょうか。

例えばシングルマザーで派遣労働者として子供さんを育てているお母さんが3年で首になり次の職を探さなければならなくなります。

親子共々生活や教育にも支障を来すこととなります。

ますます子供の貧困、貧富の格差が増大することは明らかであります。

厚労省が一昨年のアンケートでは、派遣社員の60%以上が正社員になりたいと答えております。

それを逆にとり、嘘の求人や過大広告などによりブラック企業がはびこる可能性が危惧されることとなります。

また労働基準法改正案の問題点は特定行動専門業務、成果型労働制、高度プロフェッショナル制度の創設です、一定の年収を有する労働者が労働時間、休日、深夜の割り増し賃金等の規定を適用除外とすることです。

日本の労働時間制度は原則1日8時間、週に40時間労働で残業や休日、深夜労働には割り増し賃金を支払う必要があります。

今回の法改正である労働時間ではなく成果報酬では、成果はどのように判断するのでしょうか。

休息時間の確保、働き過ぎの防止など深刻な課題が山積しております。

長時間過密労働の蔓延か非正規雇用の急増やワーキングプアの拡大となる両法案は絶対許されることではありません。

以上の理由により意見書の提案理由といたします。

議員の皆様にはよく御理解の上、御賛同をよろしくお願いたします。

それでは意見書を朗読いたします。

労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書。

政府は成長戦略の名のもと、労働者保護ルールの改悪を打ち出しております派遣労働の大幅な拡大、労働時間や解雇の規制緩和、職業紹介事業の民間開放など、どれも労働者の生活を脅かす内容です。

労働者派遣法改正案は、臨時的一時的な業務に限定し常用雇用の代替をしてはならないという派遣労働の大原則を取り払い、派遣期間上限3年を外して無期限に派遣労働者を使い続けられるようにするものです。

増え続ける派遣労働者の正社員への道を閉ざし、不安定雇用のまま生涯派遣を押しつけることになりかねません。

労働基準法改正案の1番の問題点は、労働時間、休日、深夜の割増し賃金の規定等を適用除外とする高度プロフェッショナル制度特定高度専門業務成果型労働制の創設です。

労働時間制度は労働者を守る最低限のルールであり、それに労働時間を自分の裁量で管理できる立場にある上級管理者や研究者については裁量労働制が導入されています。

長時間過密労働が蔓延し過労死・過労自殺が後を絶たない現状において、更にこれらを助長しかねない労働時間規制を適用除外する新制度や裁量労働制の拡大は認めることができません。

労働者派遣法改正案は国会で二度も廃案になりました。

また今回の労働時間規制に適用除外する新制度は、残業代ゼロ法案、過労死促進法案との批判にさらされ、法案提出ができなかったホワイトカラーエグゼンプションと同じものです。

よって政府に対し次の事項について誠実に対応されるよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

1、労働者派遣法改正案を撤回すること。

欧州連合E.U型の均等待遇原則を参考に、派遣労働者と正規労働者の間の均等待遇の確保を推進すること。

2、労働基準法改正案を撤回すること。

労働時間、時間外労働の上限規制や勤務間インターバル規制、24時間につき最低連続11時間の休息期間を確保する規制等を導入して、長時間労働を抑制し不払い残業も根絶すること。

2015年、長崎県長与町議会。

衆議院議長 大島理森様、参議院議長 山崎正明様、内閣総理大臣 安倍晋三様、厚生労働大臣 塩崎恭久様。

以上であります。

#### ○議長（内村博法議員）

続きまして日程第10号、請願1号、安全保障法制関連法案に反対する意見書提出を求める請願を議題いたします。

本請願はお手元に配付しました請願陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託しましたので報告いたします。

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

尚、10時25分より議員全員協議会を開催しますので議員の皆様方はお集まりください。